

第 117 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 3 年 12 月 7 日 (火) 17:00～19:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 C 会議室
(Web 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
委 員 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、
NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同 窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科教授
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン総務局 CSR 推進部長
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
同 納米恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 渡邊 正樹 東京学芸大学教職大学院教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
○配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案(中間報告)について
○最近の女性に対する暴力の根絶に向けた動きについて
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案(中間報告)
- 資料 2 DV 対策の全体像
- 資料 3 参考データ
- 資料 4 野田大臣の DV 被害者支援の強化に向けた車座対話について

資料5 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）

資料6 最近の女性に対する暴力の根絶に向けた動きについて

（議事録）

○小西会長 少し早いのですが、皆様おそろいになったそうですので、ただいまから第117回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

少し間が空きましたけれども、本日の議事ですが、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）及び最近の女性に対する暴力の根絶に向けた動きについての2つについて、皆様からの御意見を伺いたいと思います。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 資料ですが、議事次第に記載のとおりです。

資料1として「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）」でございます。

資料2が、この関連データということで「DV対策の全体像」。

資料3が、「参考データ」。

資料4が、野田大臣が先日訪問をいたしましたDV被害者支援の強化に向けた車座対話の資料。

資料5が、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）」の資料でございます。

資料6が、「最近の女性に対する暴力の根絶に向けた動きについて」まとめた資料でございます。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西会長 それでは、議事に入らせていただきます。

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）及び最近の女性に対する暴力の根絶に向けた動きについて、まず内閣府から両方一度に御説明いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、少しお時間をいただきまして、御説明させていただきます。

初めに資料1の報告書素案（中間報告）について御説明いたします。

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループは、資料1の43ページが名簿でございますが、この専門調査会から小西会長、可児委員、後藤委員に御参画いただきまして、9名の構成員により、次の44ページの開催状況のとおり、支援者、被害当事者、各論点や海外事例などの関係者からのヒアリングを実施しまして、これまで8回にわたる議論が行われております。

この報告書素案の表紙をご覧くださいいただければと思います。「DV対策の抜本的強化に向けて」という仮題としておりまして、注に記載のとおり、中間報告という位置づけでございます。

本日の専門調査会での御意見を踏まえ、改めてワーキングで議論し、最終報告を取りまとめるということで考えております。

構成ですが、目次をご覧くださいと思います。第1で検討の背景を記載して、第2でワーキングの議論の状況について、配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点ごとに、最終報告に向けた検討の方向性を対応案として示しております。

第3では、配偶者暴力防止・被害者保護の抜本的強化策について記載をしております。それでは、まず1ページ目、第1の検討の背景でございます。

配偶者暴力は被害者の生命、身体、精神・心理などに甚大かつ重層的な悪影響をもたらす、特に支配・被支配を生じさせるものであるという暴力の実態、認識や、加害者の特徴としまして、被害者に対する所有意識や性差別意識を有すること、そういったことを書いた上で、暴力の防止と被害者の支援は車の両輪であって、抜本的な強化が必要であるとしています。

また、配偶者暴力の相談件数などが増えている一方で、保護命令の新受件総数、認容（発令）件数はいずれも減っているということについて記載をしております。

続いて、このワーキングの立ち上げの経緯として、児童福祉法等の一部改正法の附則の検討規定や、本年3月にこの専門調査会においてまとめていただきました報告書を踏まえて、今回のワーキングを開催することになった旨、記載をしています。

さらに、資料4をご覧くださいと思います。先週、12月2日木曜日に野田大臣が長崎県を訪問しまして、DV被害者支援の強化に向けて支援者や被害当事者の関係者との車座対話を行いました。そのことについても、今後、記載していきたいと考えております。

次に、4ページ目からが第2としてワーキングにおける議論の状況について記載しております。

まず1、現状と抜本的強化の必要性ということで、配偶者暴力防止法は、平成25年以降大きな改正は行われておらず、一方、ストーカー規制法は、平成28年、令和3年に改正が行われている。また、昨今の現状として、相談件数などが増加している中で、保護命令の認容件数は減少している。こうした現状から、現行の法制度や運用が不十分であるとの指摘を真摯に受け止める必要があり、ワーキングでは多岐にわたる論点について議論が行われ、充実の必要性が浮き彫りになったということに記載しております。

5ページ目からの「2. 配偶者暴力防止法の見直しに係る主な論点」は、法の見直しに係る主な論点について議論を行ったこと、法改正を行う場合には、その施行状況などを勘案し、3年後の見直し条項をつけるべきなどの意見があったことを記載しています。それぞれの論点につきましては、議員立法による制定時、これまでの改正時の議論、それからワーキングでの議論、さらに、それを踏まえた対応案について記載しております。

以下、ワーキングでの議論と対応案を中心に御説明いたします。

まず、5ページの「(1) 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について」は、6ページのワーキングにおける議論では、精神的暴

力も性的暴力も条文に明示する必要がある。保護命令については、精神的、性的暴力の定義を明確にしないと裁判所が迅速な判断ができず、発令を遅くしてしまうおそれや罰則の過重に支障があるといった御意見とともに、関係者へのヒアリングでも、通報・保護命令の対象とすべき、精神的暴力について証拠の提出が困難な場合などの問題が生じるとの指摘、配暴センターの業務が増加・複雑化するなどの懸念から、センターの体制の拡充を求める声もございました。

それを踏まえた対応案としては、8ページになりますが、配偶者暴力の現状、様々な現行法体系を踏まえ、精神的暴力や性的暴力を受けた場合についても、一定の場合には、センターへの通報の対象とするとともに、保護命令の対象に加えてはどうか。なお、この場合、配偶者暴力防止法に基づく基本方針において、その解釈について整理することが考えられるとしています。

10ページの「(2-1) 保護命令の要件（『生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい』）」については、ワーキングにおける議論においては、11ページになりますが、「重大な」を削除すべき、あるいは、精神的、性的暴力を対象に含めることに伴い、「生命又は身体」と限定している要件を見直すべきである、「身体」は「心身」に改正すべきであるといった意見があった一方で、「重大な」という要件が保護命令発令の支障にはならない。保護命令が刑事罰を伴う制度であることに鑑みれば、重大性の要件は維持する必要がある、法定刑を2年に加重するに当たっても重大性の要件が必要である。なお、保護命令の申立ての記載の簡素化や立証責任を軽減し、使いやすくするよう運用改善を図るべきといった意見がございました。

それを踏まえた対応案としては、12ページになりますが、関係法令を参考に、精神的、性的暴力を受けることで「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」といえる場合または同視できる場合についても、保護命令を出せることとしてはどうか。その際、精神的な被害の状況は外形から判断することが困難であり、裁判所が認定を行うための方策について、医師等が直接DVを目撃したものではないことに留意しつつ、医師による診断書など専門家の知見の活用も含めて整理する必要がある。「重大性」や「おそれ大きい」の要件が保護命令の発令の支障になっているのではないかという指摘を踏まえ、内閣府において運用状況を把握し、具体的な支障等について分析し、被害者の保護のために必要な対応について検討するとしています。

13ページの(2-2) 新たな命令制度や暫定的な命令制度、SNSでのつきまとい等を禁止行為に追加することについては、14ページのワーキングにおける議論においては、加害者が逮捕されても数日で釈放されることが多く、被害者保護の観点からは、このような場面で保護される仕組みが必要。避難してから、保護命令の申立て・発令までの安全を確保するためにも暫定命令等が必要である。

一方で、無審尋の発令の活用を図ることが望ましいのではないか。無審尋の発令のケースについて整理するなど、運用面の改善を図るべきではないかといった意見があり、また、

緊急保護命令制度については、裁判所が発令すべきではないか。一方で、十分な手続保障なく裁判所が命令を出すのは、憲法第31条が要求する適正手続に反する。さらに、ストーカー規制法やイギリスの立法例を参考に、警察が暫定的な命令を出すこととすべきではないかといった意見がございました。

SNSでのつきまとい等を禁止行為に追加することについては、広く賛同が得られたところではあります。

それを踏まえた対応案としては、15ページになりますが、保護命令について手続負担を減らすため、相談・通報を受けたセンターや警察などにより申立ての支援を行うこととしてはどうか。「新たな命令制度や暫定的な命令」については、迅速性の要請、現行法体系との整合性などを整理しつつ、検討を進めることとし、ワーキングの最終報告までに一定の結論を得るとしてはどうか。SNSでのつきまとい等を禁止行為に追加してはどうかとしています。

16ページの(2-3)保護命令違反の罰則の加重、接近禁止命令等の命令期間の拡大・延長については、17ページからのワーキングにおける議論において、罰則の加重についておおむね賛同が得られ、申立ての手続負担にもかかわらず、接近禁止命令の6か月という期間によって保護命令の申立てを諦める場合がある。接近禁止命令の期間を6か月から1年に拡大し、再度の申立てではなく延長可能な制度とすべき。延長は自動更新を原則とすべき。保護命令が発令されているため、加害者が接近していないことが、危険性を否定することとなり、再度の申立てはほとんど認められず、離婚協議中などの場合に延長の必要がある一方で、延長制度については、その必要性について立法事実の確認をする必要、延長制度と再度の申立ての差異が不明、再度の申立ての要件の明確化を図ることが望ましいのではないかといった意見がございました。

それを踏まえた対応案としては、18ページでございしますが、保護命令違反の罰則を加重してはどうか。接近禁止命令の期間を1年としてはどうか。また、延長規定を設けるか否かについては、再度の申立てとの関係、設ける場合には延長の要件等を整理しつつ、ワーキングの最終報告までに一定の結論を得ることとしてはどうかとしています。

20ページの「(3)加害者更生のための指導及び支援の在り方について」は、ワーキングにおける議論においては、加害者を変えることが重要であり、強制的な加害者プログラムを導入すべき。受講を条件とした執行猶予のような仕組みを検討すべき。一方で、関係者へのヒアリングにおいては、DVについては学ぶ機会がないという意見や、最終的な形は刑事司法の中に位置づけるのが望ましいとしつつ、加害者プログラムの実施に向けて検討すべき課題が残っており、調査研究事業の結果を踏まえ規定ぶりを見直すべきといった意見がございました。

それを踏まえた対応案としては、21ページになりますが、加害者プログラムについて、今年度内に地方自治体で活用可能な基礎的なガイドラインを策定し、来年度はそれを踏まえた上で、本格実施に向けたガイドライン等を策定する。令和5年度以降、それを活用し

た実施状況を踏まえ、加害者プログラムの受講の在り方、全国での加害者プログラム実施体制の在り方について検討を行う。その際、諸外国の取組事例も参考にしつつ、ワーキングで出された刑事司法等との関係などの論点について、法制化との関係も含めて幅広く検討を行い、加害者プログラムの取組を一層進めるとしてございます。

23ページの（４－１）DV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方については、ワーキングにおける議論においては、DV対応時には子供が被害者として存在することが多くある。DV被害発見の観点からも連携が重要である。児童相談所と配暴センターの連携について、情報提供や情報収集権限など制度的な保障が必要。被害親子へのメンタルケアも含めた支援が必要といった意見がございました。

それを踏まえた対応案としては、24ページですが、保護命令が発令された場合等のセンターと児童相談所、市町村等の関係機関の情報連携の枠組みについて検討を進めることとし、ワーキングの最終報告までに一定の結論を得ることとしてはどうかとしています。

25ページの「（４－２）配偶者暴力防止法における子供の扱いについて」は、26ページのワーキングにおける議論においては、面前DVやDVが存在する児童虐待のケースに関しては、子供も保護の対象にすべき。子供を通じて加害者に避難先が明らかになることがあるといった意見があり、それを踏まえた対応案としては、子に対する電話等禁止命令について、その必要な場合を整理し、具体的内容、要件の在り方も含めて検討を進めることとし、ワーキングの最終報告までに一定の結論を得ることとしてはどうかとしています。

28ページの（５）逃げないDV対応については、29ページですが、退去命令期間について少なくとも接近禁止命令と同様の期間とする必要があるのではないか。被害者は加害者からの暴力被害を受けており、居住の自由が加害者に常に劣後すると解すべきではないのではないか。一方で、加害者が被害者の居所を知っている状態であり、退去命令期間を延ばした場合、被害者の安全を本当に確保できるのか。この点に関しては、危険性が高い場合には退避する対応を取ればよく、選択肢を増やすことが重要であるといった意見がございました。

それを踏まえた対応案としては、30ページですが、被害者が生活の平穏を取り戻すまでには相当な期間を要するのが実情である。また、被害者が居所を所有しているときや被害が甚大な場合など、居所を変えると生活に著しい支障を来す場合など、被害者が居所を変えることが困難な場合も想定される。このため、迅速性の要請、2か月を超えた退去命令が必要な場合、居住の自由や財産権などの権利の制約の問題等を整理しつつ、例外的な6か月の退去命令とその要件について検討を進めることとし、ワーキングの最終報告までに一定の結論を得るとしてはどうか。

また、退去命令について延長規定を設けるか否かについては、再度の申立てとの関係、延長の要件などを整理しつつ検討を進めることとし、ワーキングの最終報告までに一定の結論を得るとしてはどうかとしています。

31ページの「（６－１）交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）について」は、32ペ

ージのワーキングにおける議論においては、交際相手からの暴力被害は深刻な状況であり、デートDVについて、教育も含め対策を講ずべき。在留資格のない方も含めた外国人や、いわゆるLGBTQへの適用についても、条文上明確化することも含めて手当てする必要がある。配偶者暴力防止法の枠内での解決は困難だが、将来的には親密圏の暴力全般についてその対象を包括的に検討していくことが望ましいといった意見がございました。

それを踏まえた対応案として、配偶者暴力防止法が、配偶者暴力には、外部から被害が発見されにくく、被害が深刻化しやすいなどの特殊性があることをもって一般の暴力とは別に特別の立法を行う趣旨で制定されたものであることから、交際相手全てを一律に対象とすることは困難である。現行法においても、「生活の本拠を共にする交際」であれば、広く保護命令の対象となることから、まずは当該規定を活用していく。

加えて、いわゆるデートDV、以下「非同棲交際相手からの暴力」と言いますが、被害者に甚大な悪影響を及ぼすものであることに鑑み、関係省庁と連携した対策を進めることとし、具体的な連携体制について検討を進める。

また、現行法においても、在留資格のない者を含む外国人や、いわゆるLGBTQカップルが生活の本拠を共にする場合についても、保護命令の対象となる旨、周知徹底し、適切な運用を図っていくとしています。

34ページの「(6-2) 司法機関が一時保護の開始を判断する審査の仕組みについて」は、ワーキングにおける議論を踏まえた対応案として、司法機関が一時保護の開始を判断する仕組みは、現状でも、必ずしも一時保護を必要とする人全てが直ちに利用できている状況ではないこと。一時保護は緊急的に本人の自由意思で利用するものであることなどのため、導入すべきではないとしてございます。

35ページの3、生活再建につながる仕組み、民間支援団体との関係については、ワーキングにおける議論においては、民間支援団体への財政支援を恒常化する必要がある。日本の配偶者暴力防止法は被害者支援が極めて弱く、センターへの位置づけを含め自立支援について強化すべき。多機関連携が重要である。法的な支援を充実すべきであるといった意見がございました。

それを踏まえた対応案として、国、都道府県、市町村が連携して、配暴センターからワンストップで被害者の生活再建につながる体制を目指すため、法律上、基本方針、都道府県・市町村計画について、被害者の自立を支援するための施策を明記することを義務づけるべきである。

また、民間の団体は極めて大きな役割を担っており、国、都道府県及び市町村と民間団体等が対等な立場で緊密に連携を図っていくことが必要である一方で、民間支援団体の状況は地域により差があることから、直ちに具体的な役割分担を法的に位置づけられる段階には至っていない。このため、まずは基本方針、都道府県・市町村計画の記載事項に、国、関係地方公共団体、民間団体の連携及び協力を位置づけ、法律上それを明記することを義務づけることが考えられるとしています。

37ページからの「第3 配偶者からの暴力の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの暴力防止・被害者保護の抜本的強化」については、第2の対応案を踏まえ、配偶者暴力防止法の見直しを行い、配偶者等からの暴力被害の発生から通報・保護命令・生活再建支援に至るまでの各段階について抜本的に強化する。法制面以外についても、制度の周知、支援の充実、人材の育成、各機関の体制の強化、関係機関の連携の強化、そのための所要の予算の確保など、多面的な観点から施策をさらに進めるべきである。

その上で、政府においては、中期的な観点からの対応について整理を行うべきであるとして、まずは配偶者暴力防止法の見直し等について、改正の具体的な内容をこれから盛り込んでいくこととしています。

さらに、対策の強化として、加害者、子供、被害者からの相談、民間シェルター・ステップハウスについての対応の強化、非同棲交際相手からの暴力を含め、関係省庁が連携して取り組んでいくこととしています。

次に、資料2はDV対策の全体像について、配偶者暴力防止法に記載があるもの、予算事業として取り組んでいるものなどについて整理したものです。

資料3が報告書素案に関する参考データを整理したものです。

報告書素案については以上で、次に資料5について御説明をいたします。これは、これから支給されることとなります令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付金）に関する資料です。

本先行給付金は、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている事例については、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができる旨、本給付金の担当室から都道府県の担当部署に周知をされており、男女共同参画局男女間暴力対策課からも、都道府県の配暴センター所管課にその旨、周知をしたところです。

続いて資料6「最近の女性に対する暴力の根絶に向けた動きについて」、御説明いたします。

本専門調査会につきましては、5月に実開催をした後しばらく開催がございませんでしたので、その間の動きなどについて御説明をさせていただきます。

まず、2ページはDV相談件数の推移になります。DV相談件数は、昨年度は一昨年度の約1.6倍となっており、直近9月までの数字が出ていますが、依然として高い水準が続いております。

3ページ目が、昨年度後期のDV相談+（プラス）の相談者の年齢、相談内容を整理したものです。

被害者は30代、40代が全体の約6割を占めており、相談内容では精神的DVが最も多くなっています。

4ページ目から11ページ目までが、本年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査」の結果から、配偶者暴力に関する部分をまとめたものです。

例えば4ページ目ですが、配偶者からの暴力の被害経験を聞いたもので、4人に1人は

配偶者からの暴力を受けたことがあるという結果が出ております。

次に、少し飛びまして12ページ目になりますが、DV相談の窓口を整理したものです。最寄りの配暴センターにつながる全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」を運用するとともに、新型コロナによる懸念を踏まえて開設した新たな相談窓口であるDV相談+（プラス）についても、昨年4月から引き続き運用しているところです。

13ページ目からが、性犯罪・性暴力の関係になります。

14ページは、全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける今年度上半期の相談件数を整理したものになります。今年度上半期は、昨年度同期の約1.3倍となっております。

15ページは、性犯罪・性暴力被害者の相談者の年齢を整理したものです。左の電話相談、右の面談ともに、20代以上が7割となっております。

16ページが、「男女間における暴力に関する調査」の性暴力に関する部分をまとめたものになります。女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験があるという結果が出ております。

17ページですが、性犯罪・性暴力被害者に関する相談体制について整理したのになります。最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」とSNS相談「キュアタイム」を昨年10月に開始するとともに、本年10月からは、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援を行うコールセンターを開始したところでございます。

18ページ目からが、広報・啓発に関するものです。

まず、毎年11月10日から25日まで実施しております「女性に対する暴力をなくす運動」について、本年の取組を整理したもので、ポスター、リーフレット等の作成のほか、全国47都道府県・300か所以上で、フジテレビの社屋でも御協力いただきましたが、ランドマークなどを紫色にライトアップするパープルライトアップを実施いたしました。今年は赤坂迎賓館でも実施したところでございます。

19ページが、毎年4月に実施をしております若年層の性暴力被害予防月間の取組について整理したもので、来年は特に4月から成年年齢が引き下げられるということ踏まえて、契約に関する注意喚起などの広報・啓発を行っていくこととしております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明も踏まえ、報告書素案（中間報告）及び最近の女性に対する暴力の根絶に向けた動きの2つにつきまして、御意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

まず、納米委員から行きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○納米委員 御説明ありがとうございます。

質問が2点と、意見が3点あります。全部まとめて申し上げてよろしいですか。

○小西会長 大丈夫です。

○納米委員 1点目なのですが、報告書素案の8ページから9ページにかけて、通報・保護命令の対象拡大のことについてですけれども、一定の場合に通報対象とするとともに保護命令の対象に加えてはどうかとございます。この一定の場合にというのは、誰がどのように判断するのでしょうか。また、基本方針について、解釈について整理するとありますけれども、これも誰が解釈について整理するのでしょうかというのが1点目の質問です。

2点目の質問は、12ページに精神的暴力や性的暴力を受けることで「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」といえる場合または同視できる場合についても保護命令を出せることにしてはどうかとあるのですけれども、同視できるかどうかというのは裁判所が判断するのでしょうか。このことに関して「重大性」や「おそれ大きい」の要件が支障になっているかどうか、保護命令の運用状況を内閣府がお調べになる。そして対応を検討するという理解でよろしいでしょうか。

まず、質問はその2点です。

○小西会長 まず、御質問にお答えするという形をお願いします。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 御指摘を3点ほどいただきまして、まず1つ目の精神的、性的暴力の「一定の場合」というのをどうするのかということとございます。

今は対応案でございますので、最終報告までにどのようなものが精神的あるいは性的暴力として対象になるかというのを整理させていただく形になります。

2点目の解釈について整理するということですが、こちらは基本方針が法定されておりました、所管大臣がつくることになっておりますので、実態として内閣府のほうで方針案をつくりまして、方針を改正していくことになるかと思っております。

その次の「同視」をどう判断するかにつきましても、1点目の一定の精神的暴力、性的暴力と同じでございます、法的にどのように変えていくかというのは最終報告に向けて整理していく形になります。

最後、運用上の支障についてでございます。こちらは内閣府のほうで、改正等も踏まえまして運用状況を調べていこうという方針を考えている次第でございます。御指摘のとおりでございます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、御意見もあると思いますので、続けて納米委員からお願いいたします。

○納米委員 意見が3点です。

まず、1点目は加害者プログラムについてです。

この件については男女共同参画会議のときにも申し上げたのですけれども、結婚する男性の5人に1人は再婚者です。結婚するカップルの4組に1組はどちらかが再婚者です。ということは、DVがあったら離婚すれば済むという話ではないわけです。加害者を放置し

たままではDVは根絶されていかないということです。

ワーキングでのディスカッション資料についても、フォローさせていただきました。ワーキングでは、北米での1つの研究論文に言及して、保護命令制度の中でプログラムの効果を加害者プログラムの強制的な受講の根拠とすることは、現状では積極的なエビデンスとはなりにくいという意見が披瀝されています。

今日の会議に向けて研究者の方に教えを請いました。加害者プログラムについての研究はとてもたくさん行われております。多いのは、どうやったら効果を高められるかという方向での研究です。また、いろいろな研究のメタ分析も行われていて、そのうちの一つによれば、警察通報レベルのDV再発は3分の1になった。DV以外での犯罪の警察通報は4分の1になったといった研究もあるわけです。ということで、1つだけの北米の研究のみに言及して、積極的なエビデンスとなりにくいという意見はいかがなものなのでしょうか。

日本でも、性犯罪については刑務所内でプログラムが実施されていて、効果についても法務省が発表されています。そのプログラムについては、効果があったということが発表されているわけです。

性犯罪の再犯防止に国として力を入れていく。同様に、DV加害者についても自治体や民間に委ねるのではなくて、国が責任を持って取り組んでいただきたいというのが私の1点目の意見です。

続けてよろしいですか。

○小西会長 どうぞ。

○納米委員 2点目の意見なのですけれども、DV対策の今後の在り方の中では、逃げないDVということの打ち出しがこれまでになかった点だと思うのです。逃げないDV対応と緊急保護命令というのはセットでやっていただけないのでしょうか。

現在のこの素案では、暴力が起きたときに、被害者が居所を変えることが困難な場合に退去命令を出して、それを延長するか、再発令するかといったような議論がされていますけれども、そうではなくて、暴力が起きたときに加害者のほうを退去させられる緊急命令の制度を新設するという考えられてはいかがでしょうか。

現にオーストラリアやほかの国でも、このような制度設計をしている国があるわけです。それらの国では当然、財産権の制約についての議論もあったはずですので、そこら辺はどうしているのかということについて、調べようと思えば調べられるはずなのではないでしょうか。これが2点目です。

3点目なのですが、情報共有については、児童虐待との連携のことについては市町村等と書かれていますが、DVのケースは子供がいるケースばかりではないので、情報共有について、虐待連携の要対協活用以外についても方策が必要なのではないのでしょうか。

以上、加害者プログラムについて国が責任を持ってほしいということと、緊急保護命令と退去命令について、それと情報共有について制度化してほしいというのが意見です。以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

今日は御意見を伺っていきたいと思いますので、続きまして北仲委員、いかがでしょうか。

○北仲委員 質問ではなくて、意見を幾つか述べたいと思います。

まず、納米委員とかぶる話なのですけれども、保護命令の重大性要件のところでは引っかけられているという話で、5ミリ前進という感じですねという感想で、実際に適用できるケースは、この考え方だとかなり限定されるのかなと思っています。実質的に、今後さらに議論を深めることになるのであれば、3年後の見直しはぜひ入れていただきたいと思います。

けれども、大事なことは身体的DV、精神的DV、経済的DV、性的DVというように別々にあるのではなくて、それらが全体として合わさって、人が人を支配して追い詰めていくという関係性がつくられていて、それが深刻な影響をもたらしている。そういう状態として見たときに、どのように深刻であるとか、重大であるというように見ていくことができるのかというのが大事なことだと思います。

次に、同居していない交際相手からのDVもかなり深刻ですので、保護命令の対象となるべきだと思います。恋愛関係、そういう感情に基づく相手への束縛とか支配であって、実際に殺人事件などの深刻な事件が起こっているの、今、DV相談+（プラス）のほうにも、これまで相談につながりにくかった若い人の相談が多く寄せられていて、かなり緊急性の高い深刻なケースもあるわけですから、デートDVを同居していないから外すというのは、説得力はあまりないのではないかと思います。

ほかの国でも、同居していないカップルにまで保護命令を出している国があるので、先ほどの納米委員の意見と同じように、ほかの国ではどのように議論してきたのかを確認していただきたいなと思います。

3点目に、暫定的な命令、いわゆる緊急保護命令なのですけれども、本当は出す必要があって、要するに自力では保護命令を申請できない方、けれども緊急に誰かが介入して安全性を確保する必要がある方というケースがあると思うのです。もしこれが、それが難しく無審尋の活用ということになるのであれば、どのようなケースを無審尋で認めていくべきなのかも裁判所がきちんとガイドラインをつくられて、それでいけるのかどうかということをはっきりさせていくことが必要かと思っています。

そのことに関して、ケースの緊急性や加害者の危険度を全国の相談所や裁判所で判断できる統一の判定尺度の導入を日本でも緊急に導入して、それを活用していかないといけないのではないかと思います。そうでないと、本当に緊急で深刻なケースが救われないのではないかと思います。

それと、保護命令がよく深刻なDVのケースの認定とイコールのように扱われていることは、少し違和感があります。保護命令は緊急の安全確保のためにされるべきで、そういうものは必要がなくても重大で深刻なケースは特に精神的DVや性的DVの中ではあると思いま

す。

ここまでは保護命令の話でしたけれども、次に、今回のワーキングの論点として用意されたものが、相談支援のプロセスがほとんど抜け落ちていて、今回の案でも保護命令と、急に自立支援のところへ飛んでいるというのは非常に奇妙な印象を受けます。相談を受けて一時保護をし、シェルターに逃げたり、それで保護命令の申請だとか自立支援の支援につながるわけなので、相談をして避難をするというプロセスが非常に重要なはずですが、私たち全国女性シェルターネットも、去年のこの会でも発言させていただいたように、今、全国の一時保護の基準が不明確で、はっきり言って一時保護はなかなかされにくくて、地域的な差異もあるということが問題ですので、私たちが要望書を出したウィッシュマさんの件も、適切に相談、保護のところにつながるべきことだったということなのです。

提案なのですけれども、今、DV法で、婦人相談所だけが一時保護できるようになっていますが、そのことによって、逆に女性以外の被害者のシェルターが公的にないことにもなっています。

現在、その婦人保護事業を見直して、それに代わる女性への包括的な支援センターをつくる方向性が厚生労働省のほうで検討されていると思いますけれども、だから内閣府では議論しにくいのかもしれませんけれども、DV防止法の上での配偶者暴力相談支援センターの役割をどうするのかというのはきちんと内閣府のほうで整理されるべきだと思いますので、厚労省の検討の結果が、女性に対する包括的な支援センターができるのであればなおさら、あらゆる性別の被害者をどこで相談支援して、保護するのかという論点が残ってくると思います。

そして、特に都市部では複雑な、複合的な被害を抱えた困難な被害者に対して、都道府県の婦人相談所の一時保護ではカバーし切れなくて、市区町村が独自に滞在施設を確保したりとか、いろいろな対応をしています。

そうした実情を考えると、DV被害者の一時保護を都道府県の婦人相談所だけがやるのではなくて、23区や市町村の配暴センターでもやる気のあるところでは行えるようにしたらどうかと思います。そうでない限り、深刻なケースであればあるほど都道府県で保護してしまうので、その後の自立支援が途切れてしまう。結局、その後の中長期的な支援は福祉や教育、住宅など基礎自治体が主体なので、基礎自治体でやる気があるところは全部やってもらったらいいいのではないかと、そのほうが一貫するのではないかと思います。

私たち民間団体の位置づけなのですけれども、市町村の体制が強化されるのであれば、そこで市町村と連携しながら民間団体がその多様なニーズと一緒に担っていくことがむしろ現実的なのではないかと思います。

今回の案で、基本方針や自治体の計画にも民間団体を書き込むというような案を出していただきまして、ありがたいのですけれども、現在の状況を見ると書いても名前だけの連携になるおそれがあるかと思います。むしろ、現在は市町村がほぼできないので、都道府県で保護してもらえないケースを民間にボランティアで面倒を見てくれと頼まれることが

起きているので、連携だけ書かれると、結局ますます民間は無償で頑張ってくれということになってしまう気がしますので、もう少し市町村、特に都市部に全面的にやらせて、その一部に私たち民間も加わらせてもらうほうが意味があるのではないかと思います。

最後に、調査研究が圧倒的に不足しているという感があります。例えば児童虐待とDVが同時に起きているケースでは、相談から保護、その後の支援でどのようなことが起きているのかとか、DVで一時保護されたケースはどのようなタイプのケースが多くて、一時保護によってよい結果が出たのか、そこにつながらなかったケースはどうなっているのか。それから、児童虐待との関係では、お母さんと子供が別々の法によって保護されているという状況の中で、この2つの法の間でいろいろ整理が必要なことが生じているのではないのかとか、そのようなことがいろいろとまだ調べられていなくて、出されている統計が、相談件数やアンケート調査による内閣府による調査にとどまっていて、実際に保護したケースの分析などが無い。これは児童相談所も含めてないのだと思います。それが非常に不十分だと思います。

そこを分析しておくべきで、自治体の基本計画でも大体そうです。件数が載せられるだけで、自治体の相談や保護の活動の評価はほとんどできていないと思いますので、全体の施策の方針の中にもう少し調査研究を位置づけていただければと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、種部委員、お願いします。

○種部委員 ありがとうございます。

私からは、意見を兼ねて質問を2点。

まず、この中間報告の12ページ、精神的な被害について外形から判断することができないので、医師等が直接DVを目撃したものではないことに留意しつつ、医師による診断書など専門家の知見によって、それを根拠にしていくような形ということを書き込んであります。医師が判断するということもなかなか難しい状況の中で、これをもし書き込んでいく場合、小西先生が御専門ですけれども、精神科医であればトラウマについては診断できるのですが、様々な身体症状、例えば不眠があって来られて、一般のかかりつけ医で発見されることはあると思うのです。ですから、診療科のカテゴリーを、例えばPTSDと診断するのであれば精神科医の診断書がないと駄目だとか、そういう縛りをつけずに、幅広く取るような仕掛けが必要ではないかと思いました。

もう一つは、対応できる医師のスキルがすごく問われるという点です。これとは直接関係ないのですけれども、今年3月に厚労省から通知を出していただいた形で、人工妊娠中絶の際に配偶者の同意を得なくてもいい条件として、DVだということをお医者さんがジャッジしていくことになりました。プロフェッショナルオートノミーとしてお医者さんに任せられることになったのですが、産婦人科医のどのぐらいの人がDVと判断できるかというところが課題で、これは母体保護法上ですから刑事罰は避けられても、民事を恐れて、ど

うしても相手の同意を取ってこいというお医者さんのほうがまだ多いと思います。このぐらい現場ではすごく温度差があって、当たり前ですけれども医学教育の中でDVを学んでいる人がまずいないということです。

そういう意味では、かかりつけ医がこれはDVではないかと判断する目がないと診断ができません。診断書などを出す際、精神科を受診してくれということになりましても、精神科はもともとパンクしている状況で、迅速に精神的暴力とか、性的暴力ではないかという判断がなされないことになります。ですから、配暴センターでのジャッジということに加えて、お医者さんというのを書くのであれば、研修とか、医師にDVを認識していただくためのプロセスについても書き込んでいただく必要があるのではないかと思います。

もう一つは、23～24ページにあるメンタルケアのことです。先ほど北仲さんからお話がありましたが、面前DVを受けた子供というのは脳に傷がある状態といいますか、非常に生きづらい状態になっているわけで、できるだけ早くケアをして、親子一緒に心を治していく必要があると思います。ここできちんと治療なりケアなり何かをしないと、自立をしろと言われてもなかなかできないですし、自己肯定感がなかなか上がってこないということがあって、これにかなりの時間がかかると思います。

この書きぶりを見ていると、24ページの頭のところで、メンタルケアを含めて被害者支援が必要だと。連携が必要と書いてあるのです。ここでセンター、児童相談所、市町村の関係機関の情報連携と書いてあるのですが、一体全体メンタルケアは誰がやるのかということが不明瞭です。例えば婦人相談所の一時保護にしても、医療機関を受診するときは通院費が本人の持ち出しで精神科を受診している形ですが、精神科がパンクしてなかなかメンタルケアなんてできません。そして、子供については恐らく児童心理治療施設とかがあるのかもしれませんが、親子で一緒にメンタルケアをやるという取組は系統立ててやっているところがないのではないかと思います。

そういう意味で、親子一緒にケアをすることで自立に向けての後押しになる可能性があると思うのです。これをもう少し具体的に書き込むことができないのかなと。いつまでたっても心が治っていないので、生きづらい状況の中で親子がさまよって、また戻ってくるということをよく見かけますので、その位置づけをぜひ書いていただければと思います。

あと一つは意見ですけども、幾つかLGBTQという言葉が出てきます。関係性の問題というときにトランスジェンダーは関係がないのです。LGBは関係性の問題ですけども、トランスジェンダーというのは自認の問題なので、この書き方が適切かどうか、ちょっと疑問だなと思いました。書くのであれば、少し分かりにくいかもしれませんが、性的マイノリティーのほうが適切なのではないかと思います。

私からは以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

皆様、少しお待ちください。次は中村委員に御発言いただこうと思いますけれども、今、マイクが不良です。続きまして、渡邊委員に行く予定です。

○中村委員 中村です。今日は内閣府に来て、議論させてもらっています。

重なるところも多いのですが、大きな質問は1つです。いろいろとそれに対する意見も述べつつ、発言させてください。

ワーキングのほうで種々議論いただいた様子がよく伝わってきました。論点も書かれております。それで推察しつつ、理解をしながらですけれども、新たな命令という言葉があります。表題とか、何か所か出てくるのです。この新たな命令の中に加害者対策のことが結構書き込まれていますので、今までよりは随分と踏み込んだ議論をされたのだと思います。

例えば加害者の受講命令とか、参加命令とか、それは新たな命令の中には入っていないと推測します。それは保護命令の延長だとか、緊急命令だとか、幾つかの新しいものを想定されているのかなと思いました。とはいえ、加害者対策は後半のほうで出てくるのです。受講命令制度の論点もあったようです。これも加害者に対する命令としては新しい命令なのです。そうすると、2段構えになりますね。新たな命令群を一旦議論した上で、加害者対策をどうするかということが結構比重を置かれて書かれている上で、検討を継続するとなっているのですが、そうするとこの加害者参加命令については、3年見直し条項をつけたとすると、次の改正ということになるのでしょうか。これはロジックツリーです。

その中で、この議論は、プログラムの有効性がないものがあるので開発を進めていこうという理解です。とはいえ、そこの整理については、あと1か月ぐらいかけて、1月末の最終まで議論していきたいということだと思っております。そうだとすると、別途やっている調査研究事業の取組をそこにぜひ反映させてほしいと思っているのは、この前、大臣も長崎に行かれたようです。今までの加害者対策、諸外国の研究とか文献研究とか、納米委員はそれをもっと深く掘り下げなさいということだったと思うのですけれども、そういうことではなくて、前に東京都と千葉県でやったようなものをさらに踏み込んで、幾つかの自治体で試行実施をしてもらっているのです。かなりモニタリングもしながら、参加もさせてもらいながら、それから大臣が行ったような形で、被害者支援との関係で大変緊密に連携を取りながらやっているということで、地域モデルのような形でやっているところを調査事業としてサポートしながらやっているのです。

そうすると、単に調査研究するというよりも、その次の新たな命令に内実をつくっていくプロセスを歩んでいるのかなと理解をするわけです。そうすると、1月末のワーキングの最終で、次の国会での改正というところで新たな命令群が議論されたとしても、それらの課題はまだ残るわけです。そういう残るものとして明確に明示をして、それがワーキング再編なのか、この委員会なのかは分かりませんが、次年度以降も3年先を見据えてどのようにしていくべきかということ、ぜひワーキングで報告に書いておいてほしいのです。そういうことをしておかないと継続性がないかなと思っているので、そういう理解でいいですかという要請と質問です。

それに関わって少し補足すると、今回、被害者支援についてより体系化したいというこ

とになっていると思うのです。そうすると、保護命令の期間もそうだし、緊急命令もそうだしということになっていくと、心の問題も含めて考えようということになると、被害の概念が広がると当然、支援の概念も広げなければならないし、制度構築も必要になります。そうすると今度は加害の概念が広がるわけです。加害の概念が広がると、プログラムと称して何をすべきなのかとか、被害者支援でさえ十分にサポートとか、本来は司法が随分関与すると、リーガルソーシャルワーカーみたいな人たちが諸外国で随分活躍しているのです。それがなくて、被害者支援や配暴センターの人たちが随分苦労しながら、特にNPOの力を借りながらやっていることになります。被害の概念が拡張すると、それに対応して加害の概念も拡張させて、プログラムを変更しなければならないことになるのです。ですから、それが開発ということなのです。

このワーキングは、どちらかというとプログラムが単体で有効に機能するかどうかという発想が見えるのです。そんな有効なプログラムなどという万能薬はないので、恐らく北仲先生が言われたように、プロセスだと思うのです。あなたはこういうDVですねとか、離婚して終わりではないよねとか、こういうことを本当はプロセスで司法が管理してリーガルソーシャルワーカーが加害についてもアドバイスをしていくことになるのが一番いいのですけれどもそこまで行かないので、そういうことのプログラムがいいのがあるかどうか、よいものを開発せよということではなくて、試行実施でやっているようなものを地域に丸投げするのではなくて拾っていくような、それで調査研究して、3年なりなんなりというのがいいのではないかと思うのです。そうすると、加害者対策の書きぶりについて、私が質問したような理解を基にしたとしても、そのように引き取っていってもらおうと議論が継続するかなと思っています。

最後ですけれども、私は京都府とか福井県で地域のDV基本計画を立てる作業をしていたのですが、啓発、緊急介入、自立支援までシームレスな被害者支援が要るだろうということはかなり書き込まれるのですが、地域に行けば行くほど資源が十分ないので、いろいろなことをパッチワーク風にやらざるを得ない中で四苦八苦しているところを、国が指針を示しながらバックアップするというのが基本かなと思うと、シームレスな支援になればなるほど、心理的被害になればなるほど、加害者対策待ったなしという感じになってくるという意味で質問させてもらったということです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。

私のほうから3点ほど意見を述べさせていただきます。

1つは、もう皆さんからお話がありました精神的暴力に関することなのですが、こういうことが非常に議論された、上がってきたこともすごく重要なことだと感じました。精神的暴力に遭ったかどうかという認定に関わることで、この中でも例えば医師の診断書とい

うのがあるのですけれど、大抵、精神的暴力という言葉の暴力が考えられます。そうすると、症状が出なくても例えば音声なりメールなりSNSなりで客観的状況がある程度分かるのではないかと思います。要するに、ひどい状況になる前に早く対応できるのではと思います。ですから、早期発見して、早く対応する意味でも、何か診断書が出ないと駄目だみたいなことにならないようにしていただくのが大事かなと思いました。これが1点です。

精神的暴力に関わる部分で、11ページの24行目に、精神的暴力等を対象とするに当たり、一般の夫婦間でも生じるような行為と区別するためというのがあって、この表現がちょっと気になったのです。恐らく夫婦げんかとか口論とか、その辺のところを想定しているのかとは思ったのですが、ただ、精神的暴力というのは当事者がどう感じるかということだと思いのです。例えばいじめとかセクハラなんかもそうだと思いますけれども、そうやってきますと、区別すると言うとどこかで切り分けるみたいにならないのではないかと。要するに、そこははっきり切れなれないと思うのですが、区別と言ってしまうと相談や通報のハードルが上がってしまうのではないかと気がしますので、表現といえますか、そこを少し考えていただければと思います。

3点目は最後のほうになるのですが、予防啓発のことが41ページに載っているのですけれども、例えば生命の安全教育のこととかも載っているのですが、こういったものを実施しているという表現にはなっているのですが、間違いではないのですけれども、例えば生命の安全教育について言えば、やっと今、研究指定校が決まって、やり始めているというレベルなのです。ですから、普及までは全然行っていないのではないかと。ということであれば、実施していると言うと全国的にやっているようなイメージになってしまうので、そうではなくて、今後、普及・推進が必要だみたいなことを入れていただくのがよいのではないかと思います。

以上、私の感想です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、後藤委員、どうぞお願いします。

○後藤委員 ありがとうございます。

私はワーキング・グループのメンバーなので、どこまで何を言うべきか迷ってはいたのですが、いろいろな意見がありました」というのは、ワーキング・グループのメンバーそれぞれが言った意見を内閣府の方が書いていらっしゃるもので、それについてメンバーで合意したというわけではないということです。あと、これは小西座長がおっしゃれば一番いいと思うのですが、私たちは医師の診断書が必要だと議論したつもりはありません。逆に、医者診断書がなくても何とか保護命令を出せるようにしなければならないということを検討するという議論をしたつもりです。そういう意味では、いろいろな意見が書きぶりについてもあって、私もこの書きぶりが100%いいと思っているわけではないです。ワーキングに参加していたメンバーが、一言一句について同意しているわけではないということだけは御理解いただきたいと思います。

先ほど北仲委員から御指摘があったような相談とか避難という最初のステップについては、議論の仕方が、この論点について議論しましょうという形で始まったものですから、抜けています。トータルで最初から全ての論点を挙げていって議論するという形ではありませんでした。今、早急に対応しなければいけない論点として、最初にこれとこれとこれについて議論してほしいという形でワーキングが始まりました。議論の中で変えなければいけない論点が数多く出てきて、林局長の音頭でかなり広がったというのが実情です。そういう意味では、まだ足りないところがいっぱいあるということはワーキングのメンバーも認識していると御理解いただきたいと思います。

私のほうの質問はワーキングではないのですが、今、ワーキングではないほうの質問をしてしまっているのか、ワーキングの質問が終わってからしたほうがいいのかというのは、どういたしましょうか。

○小西会長 回ってくるかどうか保証できないので、今していただいたほうが良いと思います。

○後藤委員 分かりました。

簡単な質問なのですが、性暴力のワンストップ支援センターの夜間のコールセンターができたというお話がございました。これについて、どのような仕組みなのかということと、どういう人が夜間受けていて、夜間で受けたものがそれぞれのワンストップ支援センターとどのような形で流れていっているのかについて、もう少し教えていただきたいというのが私の質問になります。

よろしくお願いします。

○小西会長 では、お願いします。

○難波男女間暴力対策課長 今、御質問いただきましたコールセンターですが、委託をしております、具体的には大阪のドーンセンターというところに委託をして、こういった相談について経験のある方を中心に対応させていただいており、夜間に相談を受けた際には、その被害者のいらっしゃる場所、被害者の方の近くのワンストップ支援センターと連携してということで、内閣府では、緊急性が高いものについてはすぐに対応できるような形を各センターのほうにお願いしているところでございます。

ただ、センターのほうでまだ体制が取れないといったところがございますので、そういったところについては来年度以降、体制を取っていただくように、来年度予算もきちんと確保して、取組を進めていくこととしております。

○後藤委員 ありがとうございます。

まず、今、具体的に何件ぐらい対応していただいているのかが気になります。さらに、今のお話だと、24時間365日対応できるワンストップ支援センターばかりではない中で、夜間を引き受けるというイメージではなくて、最初にコールをして、その割り振りをするというようなイメージに伺ったのですけれども。振り分けた際に、そこできちんとした相談に対する対応がされているという理解でいいのかということと、先ほど申し上げましたが、

実際に何件ぐらい対応されているのかが分かれば、教えていただければと思います。

件数については、今日分からなければ、また別の機会で構わないです。

○難波男女間暴力対策課長 数字は現在ございませんので、改めて後藤先生のほうに御報告するようにいたします。

○後藤委員 コールセンターだけをつくっても、そこに被害者がかけようとする場合、どこまで何をしてくれるかが分からないとインセンティブにならないというのがとても不安に思うところでございます。

以上でございます。

○小西会長 局長、どうぞ。

○林局長 誤解があるといけないので念のため申しますと、今、全国47都道府県のうち半分ぐらいは、そのセンターが24時間365日対応をしているのですけれども、できていないセンターがあります。そのできていないセンターについては、夜間休日コールセンターを国の予算で設けて、ここに電話をされてきた方については、その方の相談内容が緊急であれば、その方の住んでいるところに近いワンストップ支援センターにつながります。そのワンストップ支援センターは閉まっているわけですが、そのワンストップ支援センターの職員の方、相談員の方が緊急コールできるように電話番号を持っていますので、そこにおつなぎをして、そこで相談なり緊急支援をするという仕掛けにしております。

したがって、夜間休日コールセンターに電話をされた被害者の方で緊急の対応が必要な方については、ちゃんとワンストップ支援センターの夜間体制の方につながるという仕組みになっております。誤解があるといけませんので、その点、改めて申した次第です。

○後藤委員 そのように理解しているつもりなのですが、問題は、できているところでも十分とは言えないのですが、夜間対応できないと言っているのに、そこに無理やり電話をかけて何とか対応しろという形になっているように伺いました。その際に、夜間の対応についてはきちんとした金銭的な補助がされているという理解でよろしいでしょうか。

○難波男女間暴力対策課長 その部分については、相談員の方も含めて、先ほど局長が申し上げたような緊急の連絡を取るための携帯電話といった機材については我々のほうのワンストップ支援センターに対する交付金のほうで手当をされているところでございます。

○後藤委員 人件費もそこに入っていて、例えば1件夜間のコールセンターにかけたら、そこに幾らかお金がつくという仕組みにはなっていないと理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○難波男女間暴力対策課長 1件というのは、1件対応したら幾らという意味ですか。

○後藤委員 そうです。例えば毎回5,000円払うというような形ではないでしょうか。予算建てがそのような形にはなっておらず、まるっとした交付金の中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○難波男女間暴力対策課長 そうです。そこは各自治体の対応で決まっているところでございますので、そこは交付金で手当をさせていただいています。

○後藤委員 先ほどから出ていますけれども、DVも同じなのですが、国等がやるべきことを民間団体がお金がない中でやらざるを得ない。それにどんどん負荷をかけているという状況があるということは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど挙げていらっしゃる窪田委員、どうぞお願いいたします。

○窪田委員 神戸大学の窪田でございます。

私のほうからは、今までと違う発言になるかもしれませんが、抽象的ですし、言わずもがなということになるのかもしれませんが、今回のこの報告書に関する私自身の理解を少し話させていただいて、その上で個別の論点について入りたいと思います。

まず、もともとの配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律自体が含んでいた二面性といえますか、この法律はかなり性格の違う問題を含んでいる法律なのではないかと思います。つまり、被害者の保護という点では最終的な目的は一致しているとしても、だから被害者に対して一定の保護措置を取るとするのか、加害者を対象として一定の措置を取るとのかというのではかなり性格が違う問題なのだろうと思います。

とりわけワーキングチームの議論の中でも出てきていたかと思いますが、保護命令等に関して言うと、加害者に対するサンクションである、あるいは加害者の権利制限であるといった側面がかなり強くなる。そうした問題と、例えば被害者がシェルターに入るときにできるだけ迅速に対応してあげましょうという問題は物すごく性格が違う問題なのだろうと思います。

前者に関して言うと、DVを振るったやつの権利なんて要らないんだという考え方を取らない限りは、やはり権利制限をする、あるいは一定のサンクションを加える際には、適正な手続が必要である、あるいは慎重な判断が必要であるというのは法律家の判断としては自然なのだろうと思います。

他方、被害者に対してどれだけ迅速な措置を取れるのかという部分に関しては、そうした適正手続の問題とはかなり違いますので、より自由に考えることができるということだろうと思います。

私自身は、全体の問題をかなり正確にそのように切り分けした上で判断していく必要があるのではないかということ、今もお話を伺っておりながら感じておりました。例えば11ページから12ページに挙がっている保護命令の際の重大性要件としても、「重大な」というのが被害者を単にレスキューするというだけであれば、そのときにはそんなに重要ではないのかもしれませんが、これが加害者を対象として一定の措置を命じるということになってくると、そうしたものが意味を持つてくる可能性があるのだろうと思います。だから重大性要件を外せないということではなくて、そうした問題の性質を踏まえた上で重大性要件についても考える必要があるというのが私自身の理解です。

例えば早期に対応する必要があるという場合にも、被害者の保護という観点から言えば、

被害者に対してどのような措置を取るのかという場面であれば、これは早期対応が物すごく必要だし、すぐになすべきであるというのは単純に言えるのだらうと思います。

他方、加害者を対象として一定の禁止行為を含むようなものに関して言うと、早期対応が必要だとしても、だからといってその部分で手続が不要になるとか、適正手続を考慮しなくてもいいという問題では恐らくないのだらうと感じております。

長くなってしまって申し訳ないのですが、そうした観点から見ると、全体の中でちょっと居心地が悪いなと思っていたのが、加害者プログラムの受講が一体どっちの問題なのだらうという感じがしておりました。加害者プログラムの受講ということで、単純に受講しなかったら罰則を与える、過料を科すという形になると、これは刑罰を対象としたものですから、かなり厳格な適正手続が必要になる。

一方で、あくまで被害者との関係で、任意で加害者プログラムを受けさせることによってできるだけリスクを下げましょうというものであれば、そうした適正手続の問題は出てこないということになるのだらうと思います。

これに関して言うと、2段階ではなくて3段階になるのかなと思ったのは、加害者プログラムを受講しないと接近禁止の期間の短縮を図れないとか、更新されてしまうとかという形で、これもサンクションの一種ではあるのかもしれませんが、先ほどの罰則を科すというのに比べると、もう少し緩やかな形での効果もあるのかなと思いました。

私自身が申し上げたいのは、だから今どうだということよりも、その点をうまく区別した上で報告書を書いていただけると、立法に結びつけるという上でも重要なのかなと思いました。

あと、ここまで大きな話をしてきたから、最後に物すごく小さな話で申し訳ないと思うのですが、小さな質問をさせてください。今のような観点から言うと、私自身は保護命令の際の重大性要件というのは、一般論から言うと一定の意味を持っているのだらうと思うのですが、これがどの程度障害になっているのかという質問です。要件を課せば障害になることは当たり前なのですが、どの程度本当に障害になっているのかということについては必ずしも明確に出てきていなかったものですから、それについてももし何かあるのであればお答えを聞きたいなと思いました。

2番目も質問というよりは御検討いただきたいというレベルのものになるのかもしれませんが、同じ12ページで精神的DVとか精神的暴力という言葉が出てきます。先ほどもその言葉について少しお話がありましたけれども、これが単に被害者保護のための措置の話であれば、それほど神経質になる必要はないのかもしれませんが、加害者を対象とする措置の中で出てくる場合には、その言葉が一体何を意味しているのかということについては、かなり神経質に定義する必要があるのではないかなと思いました。漠然と何となくみんなこのあたりで了解しているよねということでは、足りないのかなと思います。ですから、それについて何かコメントがあればということです。

長くなってしまいましたが、以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

内閣府のほうからお答えいただきたいと思います。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 先ほどいただきました2点でございます。

1つ、「重大性」の要件あるいは「おそれが大きい」の要件が支障になっているのではないかという意見、具体的なものがあるのかという御質問でございます。

議論の中でこれが支障になっているというのが出てきております。一方で、内閣府のほうでもどういう事例があるのかはしっかり精査する必要があるのかなと思っております。そういう意味で、今これですというのがはっきりとあるわけではないという形です。

○窪田委員 2点目は精神的DVあるいは精神的暴力について定義があるのかという確認です。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 失礼いたしました。

まさに今回、保護命令あるいは通報の対象となる精神的暴力、性的暴力を整理するに当たって、先生御指摘の観点は非常に重要な御示唆かと思っております。今後、法制化するに当たりまして、どのように規定していくのか、具体化していくのか、まさにそこが一つ重要なポイントになってくるのだろうと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

窪田委員、よろしいですか。

○窪田委員 結構です。ありがとうございます。

○小西会長 続きまして、可児委員、お願いします。

○可児委員 ありがとうございます。

私もワーキングの構成員なので、そこで大分発言しているものだから今日はいいかなどと思って聞いていたのですが、重大性要件のお話が出てきたので、少し状況を御紹介したほうが良いかと思い、発言させていただきます。

重大性要件が保護命令発令の障壁になる場合というのは、それを根拠に却下される場合、あるいは発令が難しいからということで取下げを促される場合です。却下事例については、理由もきちんと示されるものですから、そういった裁判例を集積すれば見えてくるのですが、保護命令の判断について裁判例が公表されることは殆どありません。そのため、自分の経験とか、知り合いの弁護士の経験とか、そのあたりから判断するしかないという実態があります。

それから、取下げを促されたという部分に関しても、それはまさに表に出てくるものではないので、支援している者、あるいは弁護士の経験から発言するしかないのかなと思っているところです。

私の経験あるいは日弁連の委員会などで聞いている情報から言わせていただきますと、2～3年前のケースですが、身体的な暴力があって、直近の暴力で全治4週間のけがを負っていた診断書もあるようなケースにおいて、一審の裁判所が生命、身体への重大な危害のおそれなしということで保護命令を発令しなかったケースがありました。北関東、栃木

のほうの裁判所の判断だと聞いています。

それから、時期は忘れてしまいましたけれども、熊本のほうでも、全治2週間ぐらいの診断書等もあったケースで、過去に加害者が前妻に対する保護命令違反かなにかで捕まっていたようなケースだったのですが、加害者が弁護士に相談している、反省の態度を示しているといったことで危険性なしという判断をされたケースがあったと聞いています。

私自身の経験としても、全治10日ぐらいの怪我の診断書をつけて保護命令を申し立てたケースで、加害者が弁護士に依頼して反論してきた。それを聞いた裁判官が直接電話をしまして、重大な危険性の要件を満たさないのではないかとということで取下げを勧められたということがありました。

そのケースに関しては、別居後に百何十通かのメールを送られていたという事実があったものですから、それを追加で書証として提出することによって無事に保護命令は発令されましたけれども、そういった実情があります。こういったことは、裁判例も含めて本来は情報を集積していかないといけないと思います。

重大性要件について私が危惧しているのは、ワーキングの中で配付された裁判官が参考にしてしている書籍によると、重大な危害というのは少なくとも通院加療を要する程度の危害だと解されているようなのです。そうすると、現状では少なくとも通院加療を要する程度の危害を受けるおそれが大きくないと保護命令は発令されないことになっているわけです。

今回、対象行為が精神的暴力まで広がっていった場合に、少なくとも通院加療を要する程度の危害を必ず要求するとなると、診断書がないような精神的暴力のケースで本当に発令されるのだろうかということに関し、非常に懸念を持っています。結局、対象は広げたものの、通院加療を要する程度の危害はないではないかとということで発令されないということにならないか、強い懸念があります。そういったことにならないような手当てはしていく必要がありますし、改正後もその運用状況を見つつ、さらなる改正にもつなげていく必要があると考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、木幡委員、お願いします。

○木幡委員 ありがとうございます。木幡です。

私自身は、実際にDV被害者の方々を取材したことも特にございませんし、実際にそのケースを見てきたわけではないのですが、自分が若干の被害者経験があるという観点からお話しさせていただきますと、本当にシンプルにきれいごとかもしれないのですが、重大とか明白とか精神的とか性的とか、いろいろ細かく基準を設けているようなのですが、本人が苦しんでいたら単純に助けられるという制度にならないのかなと思っております。相談をしてくるということは、よほどのことではないかと私は思っております。ですから、外から細かくいろいろと定義して枠にはめようとするのではなくて、どういう人を守ってあげるのかという判断の基準は、あくまでもそこに向き合う人の裁量に任せることはでき

ないのかなど。それをしたことによって、逆にどんな問題が起きるのかなと感じました。

判断の主体はあくまでもその被害者であってほしいと思うし、その人たちの苦しい、つらいという思いを素直に受け止めて、救ってあげられるようなシステムにしてほしいなど感じました。

○小西会長 ありがとうございます。

先ほど後藤委員に私が言うべきだと言っていたので、考えていることを言わせていただきます。

ワーキング・グループは9月から11月までで8回やったのです。それはワーキング・グループとしてはかなり一生懸命やっているのですけれども、これがシームレスに全体を考え直すという形でできているのかというと、むしろそうではなく、喫緊の問題についてとにかく何か対応を考えようという形になっています。そういう点では、当然完成されたものではなく、まだ穴がいっぱいあるのだと思います。

そういうことの中で特に私が気になっているのは加害者プログラムの件ですが、例えばこれに受講命令をつけるとかという形で考えるためには、ちょっと時間が足りないというのは、率直にそう思っています。役に立つ形で組み込んでいけば、これはもう少し継続して議論するべきだということは中村委員に同意します。そうしなければいけないものだと考えております。

ただ、むしろこちらの調査会の議論で加害者プログラムのことを聞いて、中村委員がプロセスとおっしゃったところに私は非常に納得するところがありまして、被害者を安全にしていくプロセスの一つとしてこういうものを考えるのであって、人を変えていく効果があるからやるというだけではないのだというか、可児委員もそうおっしゃっていたと思いますが、そういう考え方でやっていく。先ほど窪田委員がおっしゃったところで言うと、むしろ支援に近いほうなのだと思いますが、そういう視点でプログラムを考えていかないと、これはどこかで行き止まってしまう。そうではないやり方でやっていくべきだろうけれども、ちゃんと積み残せるようにしたいと今のところは思っております。

そういう点では、重大性要件に関しても、あまり空論で議論してもしょうがないので、今、可児委員がおっしゃってくださったようなケースが出てくる方策があるのであれば、むしろそれを出して議論していくべきだろうとは思っていて、そういう意味では、これも積み残しているかなという気がしています。

精神的な被害の問題ですけれども、精神的なDVで困っている人がいるので、ぜひ含めてほしいというのは精神科医として本当にずっと思っていることなのですが、保護命令とくっついてくると、今度は何か明確化しないといけないという議論もそうだと思って、自分でも非常に悩んでおりました。

ただ、今の精神科の実態とかけ離れたことを精神科医に要求したら、本当に動かないと思いますので、そこは今の精神科医の診療の中でできること、それから医者だけに期待するのではなくて、もう少し柔軟に被害者支援という視点から取っていくという発想がない

と難しいのかなと、ここは個人的にですけれども、そのように思っております。

ちょっと時間があつたので、言わせていただきました。

大体皆様に御発言いただいたのですが、浦委員、いかがでしょうか。

○浦委員 1点だけ、先ほど渡邊委員からも御指摘があつたのですけれども、教育の部分で生命の安全教育が実施されていると書き込まれているのですが、改めてDVの視点から見ると、そこまで踏み込んだ内容のテキストになっていなかったなど。すみません、私はテキスト作成に関わっていたのですけれども反省しているところです。なので、今後実施して、検証していく中で、こういうジェンダー平等の視点もきちんとテキストに反映されていくべきだと思います。

あと、教育現場に行っていて思うのが、関心のある先生とかはジェンダーとか暴力について理解があるのですけれども、ない先生のほうが圧倒的に多い。それは先生に限らず世の中一般にそうだなと思っています。内閣府の広報も、最近はずごくメッセージ性の強いものがたくさん出ているのですけれど、もうちょっと網を広くというか、一般の方に伝わるような広報、加害者にもなり得る人にも届くような広報があればいいなと思っています。

感想みたいな内容になってしまいましたが、そんなふうに考えています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。もしあれば1つ、2つ。

では、中村委員、どうぞ。

○中村委員 1つだけ簡単にですけれども、23、24ページ辺りに虐待との関連が出てきて、虐待防止法の改正も恐らく焦点で、ここら辺はくつついてくると思うのです。情報連携の枠組みということで、24ページで強調されておりますが、私は厚生労働省の虐待親プログラム調査研究事業もしてまして、そこから見ると、DV防止法で保護命令が発令された場合とか、DVがかなり多い家族が多いのですけれども、虐待防止法のほうから見ると、加害者プログラムがあることで物すごく動くのです。そこの連携をしたほうがいい。虐待親にとってDVプログラムがあるということは、とても期待するところなのです。ですから、先ほど言ったようにぜひ継続して議論しておいてほしいなという根拠です。

今、調査研究事業のこっちのほうを試行実施していますね。長崎、熊本、広島と、ほとんど虐待案件なのです。つまり、児童相談所から上がってくる試行の家族ということになりますので、そういう意味でもニーズが強いかなと思いますので、この書きぶりは、もし1月末まで議論されるのであれば、厚労省のほうから見ての視点をこの委員会でぜひ引き取ってほしいと思いました。

○小西会長 それでは、納米委員、北仲委員でお願いします。ちょっと時間が迫ってきましたので、短めにお願いできればと思います。

○納米委員 ありがとうございます。

まず、精神的DV、心理的な暴力のことについてなのですからけれども、法律で定義するのはすごく難しいということは分かります。精神科の診断書があればというのなかなか難しいというのもよく分かります。

渡邊委員がおっしゃったように、音声を記録すればいいではないかということもあるのですけれども、精神的暴力は音声の記録にもならないようなものもあるのです。例えばずっと無言でいて、ずっと無視し続けられて、時々「ちっ」というふうにやられたということ想像して見ていただきたいのです。それがどんなに苦痛でどんなに恐ろしいか。定義するのは非常に難しいとは思いますが、被害者が受けている心理的な暴力、精神的な暴力というのは一体どのようなものなのかということにもう一度耳を傾けていただきたいということを強く思います。それが1点です。

あと、加害者プログラムについても、今回は受講命令というところまで行き着くのは難しいだろうと、それも分かります。中村委員がおっしゃったように、3年後の見直しを見据えて、そこまでに検討を積み重ねていく、それが今回の到達点なのだろうと思います。けれども、平成16年からもう十何年以上、ずっと検討、検討なわけです。検討するのであれば本腰で検討していただきたいと強く思いますし、ガイドラインをつくりました。あとは自治体で実際にプログラムをやるのは民間団体ということになってしまわないように、国の責任というのでしょうか、コミットメントというのでしょうか、それはきちんと押さえていただきたいというのが要望です。

○小西会長 よろしいでしょうか。

続いて北仲委員、お願いいたします。

○北仲委員 先ほど後藤委員が聞いてくださったので、追加で私も聞いておきたいので、今日ではなくてもいいのですけれども、ワンストップ支援センターの関係者の中で「#8891」がどのように機能して、どのように各センターにつながるのかとか、夜間のコールセンターがどのようなフローで、どう連携されるのかというのが、各ワンストップ支援センターの全国の人からよく伝わっていないという声が出てきていて、うちの広島は24時間やってはいますけれども、全体としてどうなっているのかとか、「#8891」がどのぐらい利用されているのかとか、どのぐらい夜間に来ている、例えば私たちの夜間のところだと即応センターではないので、夜間担当の人が出て、例えば私にかかってきたら三者通話で直接被害者と話し合っ、明日の朝に会いましょうとかをそこでやるのですけれども、そういうものもどういうシステムになっているのかとか、分からないことだらけで、全体のフローと今の件数とか効果を、全体の広報ではなくても、各県の担当者とかには見えるようにしていただきたいと思って、要望です。お願いします。

○難波男女間暴力対策課長 今、北仲先生からいただきましたコールセンターのフローなどについては、今年度、これから全国のワンストップ支援センターを対象としたネットワーク会議などもやっていきたいと思っておりますので、その中でお示しできるようにしたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

北仲委員、これでよろしいですか。

最後になるかもしれませんが、種部委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○種部委員 ありがとうございます。ちょうど今のところであります。

24時間化したことで、これまでなかなか夜中に緊急対応ができていなかったところでも何とかしようかということで、やっと取り組みを始めたばかりではないかと思っていて、かなりスキルのあるところと、そうではないところがあります。どこも医師の確保が問題になっていたのですけれども、24時間化していただいたことで、やらなければいけないと都道府県が動き始めたところがあって、ようやく研修が地方レベルで始まったかなという感じがあります。ですから、育つまでにはまだ時間があるのですが、昨年つくっていただいたようなオンラインの座学では駄目で、実際にケースで学んで、オンジョブでやっていくしかないと思うのです。その場でいきなりやれと言われても無理なので、誰かスーパーバイザーのような人をつけて、その方に実際にどうするのか、あるいは最終的に裁判対応まで行く場合の対応など、カルテの記述を含めて、事例で学んでいく必要があると思うのです。

なかなかオンライン研修で事例を出すわけにはいかないのに、スーパーバイザーをつくるか、先ほどネットワークをつくるというお話があったのですが、全国連絡会のようなものを内閣府主導でつくったり。あとはお医者さんを出さなければいけないので、例えば都道府県の医師会などを使って、医師会に必ずそういう対応ができる人を1人以上は育てていただきたい。都道府県主導だと思うのですけれども、そういうミッションを与えると、現場も研修をやってみようかなというように重たい腰がやっと上がるのではないかな。ぜひ、これをきっかけに、オンジョブが難しいところについては、全国ネットの中で助けていただくという取組にしていいただければ、これから育つ可能性があるのではないかと思います。

○小西会長 林局長、お願いします。

○林局長 北仲先生、種部先生、貴重なお話を本当にありがとうございます。

私どもはワンストップ支援センターのパワーアップに向けて、ネットワーク化、また、ケースの書き方、記録の残し方をデータベースにできるように共通化していくといったことも含めていろいろと検討して進めようとしております。今、お知恵をいろいろといただきました。ぜひいただいたお知恵を踏まえて、さらにワンストップ支援センターのパワーアップを図っていきたいと思います。

本当にありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

すみません、終わりだと言ってしまうかもしれませんが、もう一人ぐらい大丈夫かと思いますが、どうでしょうか。

もしなければ、今日のところは御意見を伺ったということで、ここで終わりにしたいと思います。皆様、活発な御意見をどうもありがとうございました。

本日いただいた御意見も踏まえて、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループのほうで報告書の取りまとめに向けて、もう一度議論させていただきます。

それでは、今後の予定等について、事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 今後の予定については、日程調整させていただいているかと思しますので、詳細については改めて事務的に御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小西会長 以上をもちまして、第117回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。どうもありがとうございました。